

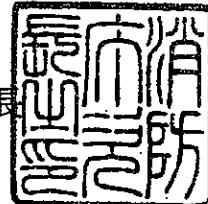
消防安第168号
消防危第162号
平成17年8月2日



各都道府県知事
各指定都市市長

} 殿

消防庁次長



火災予防条例（例）の一部改正について（通知）

「林野火災の有効な低減方策検討会報告書」（平成17年3月28日）において、火災に関する警報の発令中に一定の条件のもと喫煙を制限し、出火防止を図ること等とされたことに伴い、現行の「○○市（町・村）火災予防条例（例）」（昭和36年11月22日付自消甲予発第73号）の一部を別添のとおり改正することとしました。

貴職におかれましては、下記事項に留意のうえ、執務の参考とするとともに、各都道府県知事におかれましては、貴都道府県内の市町村に対して、この旨周知されるようお願いします。

記

第1 喫煙の制限について

山林、原野等の場所で、火災が発生するおそれがあると認めて市（町・村）長が指定した区域内において喫煙をしないこととしたこと。

第2 ボイラーの蒸気管を被覆する遮熱材料について

現在使用することが想定されない石綿について、ボイラーの蒸気管を被覆する遮熱材料の例示から削ることとしたこと。

第3 その他

所要の規定の整備を行うこととしたこと。

第4 施行期日

施行期日は、公布の日としたこと。ただし、第4章の章名の改正規定は平成17年12月1日から施行することとしたこと。

連絡先	
(林野火災関係)	
防災課 所、信夫（しのぶ）	03-5253-7525
(その他)	
予防課 長岡、小澤	03-5253-7523

○○市（町・村）火災予防条例の一部を改正する条例（例）

○○市（町・村）火災予防条例（昭和〇〇年〇〇市（町・村）条例第〇号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第一号中「、石綿」を削る。

第二十九条中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 山林、原野等の場所で、火災が発生するおそれがあると認めて市（町・村）長が指定した区域内において喫煙をしないこと。

第四章の章名中「基準」を「基準等」に改める。

第四章第一節の節名中「基準」を「技術上の基準等」に改める。

第四章第二節の節名中「基準」を「技術上の基準等」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第四章の章名の改正規定は、平成十七年十二月一日から施行する。

火災予防条例(例)

(昭和三十六年十一月二十二日 自消甲予発第七十三号)

都道府県知事・指定都市市長あて

消防

○本則による改正

(昭和三十六年十一月二十二日 自消甲予発第七十三号) 火災予防条例(例) (昭和三十六年十一月二十二日 自消甲予発第七十三号) 都道府県知事・指定都市市長あて 消防

新

(ボイラー)

第四条 ボイラーの構造は、次に掲げる基準によらなければならぬ。

一 蒸気管は、可燃性の壁、床、天井等を貫通する部分及びこれらに接触する部分を、けいそう土、石綿その他の遮熱材料で有効に被覆すること。

二 (略)

2 (略)

(ボイラー)

第四条 ボイラーの構造は、次に掲げる基準によらなければならぬ。

一 蒸気管は、可燃性の壁、床、天井等を貫通する部分及びこれらに接触する部分を、けいそう土、石綿その他の遮熱材料で有効に被覆すること。

二 (略)

2 (略)

(火災に関する警報の発令中における火の使用の制限)

第二十九条 火災に関する警報が発せられた場合における火の使用については、次の各号に定めるところによらなければならぬ。

一 (略)

2 (略)

(ボイラー)

(火災に関する警報の発令中における火の使用の制限)

第二十九条 火災に関する警報が発せられた場合における火の使用については、次の各号に定めるところによらなければならぬ。

一 (略)

2 (略)

(火災に関する警報の発令中における火の使用の制限)

第二十九条 火災に関する警報が発せられた場合における火の使用については、次の各号に定めるところによらなければならぬ。

一 (略)

2 (略)

五 山林、原野等の場所で、火災が発生するおそれがあると認めて市(町・村)長が指定した区域内において喫煙をしないこと。

六 残火(たばこの吸殻を含む。)、取灰又は火粉を始末すること。

七 屋内において裸火を使用するときは、窓、出入口等を閉じて行うこと。

五 残火(たばこの吸殻を含む。)、取灰又は火粉を始末すること。

六 屋内において裸火を使用するときは、窓、出入口等を閉じて行うこと。

第四章 指定数量未満の危険物及び指定可燃物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等
第一節 指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等

(略)

第二節 指定可燃物等の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等

第四章 指定数量未満の危険物及び指定可燃物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準
第一節 指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの基準

(略)

第二節 指定可燃物等の貯蔵及び取扱いの基準